

肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書

ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多いため、感染した状態が放置され、重篤な病態を招くおそれの高い国内最大の感染症であり、全国で毎年4万人がそのために死亡していると言われている。

またB型、C型肝炎の感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の誤った医療行為などによるものと指摘されている。

このため国におかれては、平成20年から新しい肝炎対策を推進するため、肝炎ウイルス検査の推進をはじめ、インターフェロン治療における負担軽減や肝炎研究などに取り組んでいるところであるが、あくまでも予算措置にとどまっており、明確な法的根拠に基づく恒久的対策とはなっていないところである。

一方、都道府県によっては、取り組みに差があることや、専門医療機関の不足や偏在があり、医療体制の確保が大きな課題となっている。

さらに、肝硬変や肝がんとなった患者は、長期療養のため不安を抱えた生活を余儀なくされていることや、地域社会において、必ずしも感染症に対する差別意識が克服されていないことから、患者及び家族は、精神的にも大きな負担を受けているところである。

よって、国においては、ウイルス性肝炎の全国的な根絶に向けた肝炎対策を着実に実行されるよう、肝炎対策のための基本法を早期に成立させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
内閣官房長官	河	村	建	夫	様